

平成19年6月1日(1)

開議 10時20分

○議長 秋成茂信君

みなさん、おはようございます。

只今の出席議員は15名で定足数に達していますので、平成19年第2回豊前市議会定例会を開会し、本日の会議を開きます。

日程第1 会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、議会運営委員会で協議のとおり、本日6月1日から6月18日までの18日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、会期は18日間と決定いたしました。

日程第2 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において、3番古川哲也議員、11番山本章一郎議員を指名いたします。

日程第3 諸般の報告をいたします。監査委員から、平成19年2月から平成19年4月までの出納例月検査の報告がありました。報告書については、事務局に保管していますので、ご了承願います。

日程第4 提出議案の上程及び提案理由の説明を行います。

今定例会は、付議案件といたしまして、委員会から議案1件、市長から議案7件、報告4件の提案がっております。これを一括上程し議題といたします。

まず、最初に、委員会提出分について、委員長の古川議員から、提案理由の説明をお願いします。古川議員。

○3番 古川哲也君

それでは、提出委員会を代表して、提案理由の説明をさせていただきます。

議案第54号は、豊前市議会委員会条例の一部を改正する条例であります。

先の3月定例会で、市の機構改革を行いました。それに伴って、常任委員会の所管の課の名称等も変わっており、委員会条例の第2条を変更する必要性が生じております。

よって、今回、改正案を議会運営委員会名で提出したものであります。なお、本定例会での委員会に間に合わせるために、本日の議決をお願いするものであります。

よろしく願いいたします。

○議長 秋成茂信君

次に、市長から説明を求めます。

○市長 釜井健介君

本日、ここに、平成19年第2回豊前市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、公私ご多用のところご臨席を賜り誠にありがとうございます。厚くお礼を申し上げ

げます。

本議会に提案いたしました議案は、条例案件3件、専決処分案件3件、字区域の変更案件1件、報告案件4件の合計11件であります。

次に、議案の順序により、ご説明を申し上げます。

議案第55号は、豊前市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。地方税法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、関係規定を整備する案件であります。

議案第56号は、豊前市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。市町村合併に伴う施設の名称の変更等に伴い、関係規定を整備するための案件であります。

議案第57号は、豊前市社会教育委員の設置条例の一部を改正する条例の制定についてであります。教育委員会事務局の機構改革等に伴い、関係規定の整備を行うための案件であります。

議案第58号は、専決処分についてであります。地方税法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、緊急に、豊前市税条例の一部を改正する必要があるため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるための案件であります。

議案第59号は、字の区域の変更についてであります。土地改良法第85条第1項の規定による豊前市合河西部地区の土地改良事業の実施に伴い、字区域の変更が必要なため、地方自治法第260条第1項の規定により、市議会の議決を求める案件であります。

議案第60号は、平成19年度豊前市老人保健特別会計補正予算(第1号)、議案第61号は、平成19年度豊前市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第1号)、いずれも専決処分についてであります。平成18年度末において、歳入が歳出に不足する見込みとなり、予算措置に急施を要したため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める案件であります。

報告第2号は、平成18年度豊前市継続費繰越計算書の報告についてであります。地方自治法第212条の規定による継続費を繰越したので、同法施行令第145条第1項の規定により、報告をするものであります。

報告第3号は、平成18年度豊前市一般会計繰越明許費、繰越計算書の報告についてであります。地方自治法第213条の規定により、年度内に、その支出が終わらない見込みのあるものについて、翌年度に繰越したので、同法施行令第146条第2項の規定により報告するものであります。

報告第4号は、平成18年度豊前市公共下水道事業特別会計繰越明許費、繰越計算書の報告についてであります。地方自治法第213条の規定により、年度内にその支出が終わらない見込みのあるものについて、翌年度に繰越したので、同法施行令第146条第2

項の規定により、報告するものであります。

報告第5号は、平成18年度豊前市水道事業会計継続費繰越計算書の報告についてであります。地方公営企業法施行令第18条の2第1項前段の規定による継続費の繰越をしたので、同項後段の規定により、報告するものであります。

以上、提出議案の概要について、ご説明を申し上げましたが、いずれの議案も市政運営上、緊急かつ必要な案件でありますので、議員各位には、慎重にご審議の上、速やかにご議決くださいますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わります。以上です。

○議長 秋成茂信君

以上で、提案理由の説明を終わります。

日程第5 議案第54号を議題といたします。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略し、本会議審議といたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

それでは、これより議案に対する質疑に入ります。質疑の方はありますか。

(「なし」の声あり)

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の方はありますか。

(「なし」の声あり)

これで討論を終わります。

これより採決に入ります。

議案第54号を採決いたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程はすべて終わりました。

6月8日及び11日の本会議において、一般事務についての質問を行います。

なお、議案に対する質疑は、6月11日のみといたします。

一般質問及び議案に対して質疑のある方は、本日、午後5時までに、発言通告書を提出されるようお願いいたします。

それでは、本日は、これをもって散会いたします。

散会 10時30分